

令和5年第13回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月）
午後2時00分から午後5時00分
2. 開催場所 多以良公民館 講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明		
	6 番	坂口 初男	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一		
	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳		
	13 番	谷脇 文弘	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦		
	16 番	前田 明代	17 番	中村 和也	19 番	林 辰造		
5. 欠席委員（2人）

	7 番	河本 光晴	18 番	松崎 常俊				
--	-----	-------	------	-------	--	--	--	--
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 違反転用について
議案第52号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第53号 非農地通知の対象とすることの決定について
承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について
報告事項 農地転用許可不要案件届について
農地改良届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和5年西海市農業委員会第13回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は

成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、15番：柿田委員、16番：前田委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。まず、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1頁は、3条申請があった4件の位置図です。2頁目が議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、申請地の市外所有者である譲り渡し人から、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。今回の申請地番については、白崎地区基盤整備地区内の農地であり、換地処分が実施される見込みです。農地法第3条の許可申請の関係資料は、1頁から6頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁に字図、5頁に現況写真を添付しています。4頁の黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から、車で約5分以内のところにある状況です。譲り受け人は、ミカンを栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第49号の1番につきまして、19番委員、補足説明をお願いします。

19番 19番委員です。先般11月23日に地元推進委員2名と譲り受け人の立会いのもと、現地確認をいたしました。申請地は、すでに基盤整備

がなされて2、3年が経過しており、耕作もされているため、何ら問題ないと思われました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第49号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」
の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして議案第49号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　7頁の議案書をご覧ください。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、申請地の市外所有者である譲り渡し人から、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。関係資料は、1頁及び7頁から11頁までで、1頁に位置図、8頁に付近近況図、9頁に字図、10頁に現況写真、を添付しています。9頁の黄色に塗られているところが申請地です。11頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

申請地は、譲り受け人の自宅から車で1分のところにある状況で、大根を栽培予定だそうです。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。2番の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第49号の2番につきまして、5番委員、補足説明をお願いします。

5 番 　　11月25日に、譲り受け人本人と地元推進委員と私の3人で現地を確認しました。この畑は基盤整備がなされた後、譲り受け人が、譲り渡し人から借り受けて耕作していたもので、随分長い間、譲り受け人が耕作している状況であります。それで譲り渡し人が、その畑を処分したいということで、譲り受け人へ贈与するという事であります。状況としては、もうずっと耕作しておりますので、何ら問題はないと思

われます。以上です。

議 長 　ただ今、議案第 49 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。よって、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　続きまして議案第 49 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　12 頁の議案書をご覧ください。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、申請地の市外所有者である譲り渡し人から、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。関係資料は、1 頁及び 12 頁から 25 頁までで、1 頁に位置図、13 頁・14 頁に付近近況図、15 頁から 18 頁に字図、19 頁から 23 頁に現況写真を添付しています。15 頁から 18 頁の字図の黄色に塗られているところが申請地です。24 頁から 25 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

申請地は、譲り受け人の自宅から車で 5 分以内のところにある状況です。水稻並びに大根を栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　ただいま説明がありました議案第 49 号の 3 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 　本案も 11 月 25 日に譲り受け人立ち会いのもと、地元推進委員と私と 3 名で確認をいたしました。譲り受け人は夫婦 2 人で農業をやっておられ、まだまだ元気で耕作を続けるということでした。譲り渡し人は、譲り受け人の親類にあたる方で、他県におられまして、農地を処分したいということで、譲り受け人に贈与するという事になっております。先ほどの議案第 49 号の 2 番も同じ譲り渡し人ではありますが、

そちらの方は耕作されている方に贈与することになったそうです。9筆あるうちの、16頁及び18頁の字図で示される畑については、今現在は耕作されていませんが、基盤整備が予定されている圃場の中に入っていますので、将来は畑として有効に利用されるものと思います。その他の農地に関しても、条件的には問題ないと思われまますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第49号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして議案第49号の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　26頁の議案書をご覧ください。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人は、定年後移住し就農予定で、市外所有者である譲り渡し人から、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。関係資料は、1頁及び26頁から30頁までで、1頁に位置図、27頁に付近近況図、28頁に字図、29頁に現況写真を添付しています。28頁の字図で黄色に塗られているところが申請地です。30頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の移住予定地に隣接しており、露地野菜を栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第49号の4番につきまして、15番委員、補足説明をお願いします。

15番 　　15番委員です。譲り渡し人・譲り受け人ともに西海市外の方ですが、連絡を受けてからこの総会までの時間内で日程が調整出来ず、直接お会いすることが出来なかったため、電話聞き取りにより、状況を確認

いたしました。譲り受け人は、新規就農という形になりますが、就農後の予定等を確認いたしました。まず来年3月まで現在の仕事をされて、それから本格的に移住し、取り組むということです。先ほど事務局から説明がありました、申請地の畑に隣接する住宅に定住するというお話でした。

予定している作付けの内容ですが、譲り受け人は現在、子供食堂等を運営するNPO法人で活動をされており、定年を機に、本格的に農業をして、まずは子供食堂に出す露地野菜作りをして行きたいと計画されているようです。野菜を作りつつ、子供たちの体験農業の場としても考えているようです。うまく軌道に乗れば、規模拡大も視野に入れているようです。譲り受け人1人でこちらに移住する予定で、29頁の写真のとおり、現地は現在まだ雑草が生えて荒れている状況ですが、子供食堂などで一緒にやっている方々が手伝いに来て、通常の農作業についても手伝ってもらいながら、やって行こうと計画をされているようです。今回新規就農ですが、就農後の計画もはっきりしていますので、特に問題はないと判断いたしました。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今、議案第49号の4番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。よって、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 　続きまして議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案第50号の1番を説明します。資料31頁は位置図となっています。32頁は議案書です。物件は、西彼町平山郷字綿打潟の田、2筆合計2,037㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「長屋住宅の建築」です。事由の詳細は、生計維持のため、新たに長屋住宅を建築し、賃貸経営を実施するもの、となっています。権利内容は「所有権移転・

売買」です。長屋住宅は、2階建てのアパート3棟を建築するもので、建築面積の合計は、594.76㎡となっております。戸数は10戸で1棟が4戸、2棟がそれぞれ3戸入居できるメゾネットタイプのアパートです。34頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地です。39頁の配置図と見比べてください。南側に2棟（各3戸）、間に駐車場が整備され、北側に1棟の4戸が建設されるものです。添付資料は、31頁から44頁までで、31頁に位置図、33頁に付近近況図、34頁に字図、35頁に現況写真、36頁に航空写真、37頁に事業計画書、38頁に駐車場の利用計画書、39頁に平面配置図、40・41頁に横断面図、42頁に平面図、43頁に立面図、44頁に被害防除計画書を添付しています。

44頁の被害防除計画の内容ですが、盛土を最高1.17m行う。擁壁を設ける、となっております。周囲に擁壁又はブロック積を設け、土砂の流出を防止することから被害を及ぼす恐れはない、となっております。雨水は、水路（道路側溝）に放流し、汚水及び生活雑排水は、下水道に接続する、となっております。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを加減する、7.59mとなっております。被害を及ぼす恐れはない、となっております。また、36頁の航空写真からも判断できるとおり、周辺に農地はありますが、周囲おおむね500mの範囲内に、小学校並びに公共施設、西彼教育文化センターがありますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただいま説明がありました議案第50号の1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3番 　　3番委員です。この案件につきまして、本日午前中に地元推進委員2名とともに現地確認をいたしました。その際譲り受け人の代理人である行政書士とも、電話で確認をいたしました。現在地は写真のように、砂利、または土丹が投入された状態で、地元推進委員の話では以前はかなり濁のひどい水田だったという報告を受けています。現在は草木が発生しており、写真のような状況になっております。その後現地にて3名で協議をしましたが、該当地が、農用地区域外となっているとは言え2,000㎡以上の申請になっておりますので、多少の懸念はあるという意見もありました。次に被害防除計画についての確認ですが、被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として周囲に擁壁またはブロック積みを設け、土砂の流出を防止するというところで事務局から説明がありました。雨水に関しては水路放流、生活雑排水・汚水に関しては、下水道へ放流をするという内容で、代理人の行政書士に電話で確認をとっております。被害防除計画書の雨水排水に

関して、航空写真を見ていただければお分かりかと思いますが、直接川に放流できるような立地ではありませんので、平山郷の区長へ市道横断の工事の申請があったということも、地元推進委員より報告がありました。③番の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、ウに隣接農地への通路を確保するとありますが、この点につきましては、34頁を見ていただいて、申請地の右側に併設される形で、道路が通っておりますが、この道路に関しては、この先の農地等を利用されている方々の私道として利用されているそうです。この点に関しては、申請地に対する進入道路として、①番の矢印の方向から、黄色で塗り潰されているラインを通過して、申請地の内部に新たに通路を設けるという事も、行政書士から報告がありました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第50号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 　　2番委員です。3番委員からも指摘がありましたが、2,000㎡を超えているということと、それとまだ審議されていませんが、次の資材置場の案件もありますので、併せるとすごく広い面積になりますが、この辺は問題ないのですか。

事務局 　　ただ今の1番に関しては2,000㎡を超えていますが、最終的には県の判断にはなりますが、目的がアパートの建設であり、アパート自体の敷地や、それに付随した駐車場区画等を合わせたところで、事務局としては適正な面積であると判断しています。この後の2番も資材置場ということで議案として上がっていますが、1番は個人の転用申請であるのに対して、2番は法人の転用申請という形になっています。この会社は佐世保市で建設業を営んでいますが、長崎市でも営業しているということで、中継地点として西海市にも資材置場が欲しいということで、本件申請になったと聞いています。以上です。

議 長 　　よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可する

ことに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 50 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 45 頁の議案書をご覧ください。物件は先程の 1 番と隣接しており、西彼町平山郷字綿打潟の田、2 筆合計 620 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「資材置場」です。事由の詳細は、1 番で審議・承認頂いた譲り受け人が代表を務める会社が資材置場として転用するものです。権利内容は「所有権移転・売買」です。先程も説明しましたが、同会社は、佐世保市で建設業を営んでいます。今回 1 番の長屋住宅を建築するための資材置場とし活用し、その期間が終了後は、長崎市でも営業活動を行っているため、中間地点の西海市にも拠点を設けると聞いています。47 頁の字図で、黄色く塗られたところが今回の申請地です。添付資料は、31 頁及び 46 頁から 54 頁までで、31 頁に位置図、46 頁に付近近況図、47 頁に字図、48 頁に現況写真、49 頁に航空写真、50・51 頁に事業計画書、52 頁に平面配置図、53 頁に横断図、54 頁に被害防除計画書を添付しています。

54 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。整地後に砕石敷きとする。隣接農地との境界は、ブロック積を設け、土砂の流出等の被害を及ぼす恐れはないとなっています。雨水は、自然流下、汚水及び生活雑排水は生じないとなっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、工作物は設置しないことから、被害を及ぼす恐れはないとなっております。また、36 頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はありますが、周囲おおむね 500m の範囲内に、小学校並びに公共施設、西彼教育文化センターがありますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 50 号の 2 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3 番委員です。この件につきましても、本日午前中に、地元推進委員 2 名と一緒に確認をいたしました。同じく、譲り受け人の代理人である行政書士とも、電話で確認をいたしました。譲り受け人は一般土木建設業者として現在資材置場を所有しておらず、資材置場として利用したいとのことでした。事務局からも説明がありました。長崎・佐世保方面に、交通の便が良いということで計画をされています。被害防除計画の点に関してですが、被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、近隣隣接農地との境界には、ブロック積

みを設ける。農業用排水施設の機能に支障を生じさせないための措置として、建物を建設しないということで、汚水処理、生活雑排水が発生をしない。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、この点について、問い合わせをいたしました。一般土木建設業として、どうしても工事で発生する残土及びコンクリート殻、アスファルト殻などの一時的な廃棄物の保管場所としても考えておられるのか、ということを確認いたしました。一時的な廃棄物の保管に関しては行わないということで、52 頁の図面の中にも、一時保管場所としては何の計画も上げていない状況です。その点については、行政書士に確認をしております。以上です。

議長 　ただ今、議案第 50 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

2 番 　2 番委員です。ここは元々田んぼで、水路が確保されていたと思いますが、35 頁下段の写真では敷地内に水路が走っていますよね。これについては、他の田んぼに行く水路は、ここを宅地化することによって大丈夫なのでしょうか。3 番委員は確認されていますか。

3 番 　3 番委員です。水路の確認は出来ていません。

事務局 　事務局です。事務局で現地を確認した限りでは、水路は 35 頁の写真で見える範囲で止まっています。申請地の中を通過して他の農地につながっているという事はありませんでしたので、申請地を造成することによって、他の農地に影響が及ぶことはない判断いたしました。

議長 　よろしいですか。ほかに質問等ございませんか。

19 番 　19 番委員です。35 頁の下の写真で区画線が舗装の際まで来ていますが、このぎりぎりの所にフェンスやブロック塀が建つという事でしょうか。もしそうなれば、農作業車等の通行がしにくくならないか心配ですが。

事務局 　写真の赤い線は、あくまでも概略でありますので、実際は測量で境界を求め、そこから内側に側溝を入れることになっていきますので、車両等の通行の妨げになるようなことはなく、またそうならないように指導を行う方針であります。

議長 　よろしいですか。ほかに質問等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 50 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 55 頁の議案書をご覧ください。物件は、西彼町八木原郷字打越の畑 1 筆で、地積 822 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「陶房兼住居建築」です。事由の詳細は、譲受人は轆轤師を佐賀県有田町で営んでいますが、陶房や作業スペースが手狭になったもので、今回申請地に陶房兼住宅を建築するものです。権利内容は「所有権移転・売買」です。議案書に記載のとおり、6 月開催の総会において農振除外の承認があり、今回、農地法第 5 条の転用申請となりました。転用面積が 500 m²以上となっていますが、66 頁の平面配置図に記載のとおり、敷地面積 822 m²のうち、有効面積は 403.47 m²で土羽面積 213.46 m²、通路面積 102.51 m²、回転広場面積 102.56 m²で合計 822 m²となります。57 頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地です。添付資料は、31 頁及び 56 頁から 68 頁までで、31 頁に位置図、56 頁に付近近況図、57 頁に字図、58 頁から 63 頁に現況写真、64 頁に航空写真、65 頁に被害防除計画書、66 頁に平面配置図、67 頁に平面図、68 頁に立面図を添付しています。

65 頁の被害防除計画の内容ですが、切土・盛土を行う、盛土は、0.71m 切土は 1.94m を行う際、防護柵を設け、隣地に被害が出ないよう対策を行い、周辺農地へ影響が出ないようにする、となっています。雨水は溜枡へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し、最終的に道路側溝に放流する、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを 4.3m 程度とし、周辺農地への日照・通風・耕作に影響が出ないようにします、となっています。また、64 頁の航空写真や 56 頁の付近近況図からも判断できますが、周辺に農地はありますが、南側は高規格道路に分断され、北側・東西は山林等で周囲を囲まれた、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 50 号の 3 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 　　16 番委員です。本件は 6 月の総会で農振除外の承認を頂いている案件で、周囲の状況をみても、他の農地に影響を及ぼすようなものではないと判断しました。事務局からも説明がありましたように、私も直接電話をして聞いたところ、譲り受け人の奥様の実家が外海の方で、その中間ぐらいにどこか良い土地を探していたところ、そこがちょうど、たまたま譲り渡し人の土地であって、それで譲り渡し人自身も、この先使う予定がないので、そのまま譲り受け人に売買することになったということを伺いました。以上です

議 長 　　ただ今、議案第 50 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして議案第 50 号の 4 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　69 頁の議案書をご覧ください。物件は、西海町横瀬郷字コソノ峯の畑 1 筆 325 m²で、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般個人住宅」です。事由の詳細は、現在自宅が手狭であるため、妻の出身地である西海市の実家近くに自宅を建築するものです。権利内容は「所有権移転・贈与」です。議案書に記載のとおり、6 月開催の総会において、農振除外の承認があり、今回農地法第 5 条の転用申請となりました。71 頁の字図をご覧ください。黄色く塗られたところが今回の申請地で、転用申請のため、必要部分面積を分筆しての申請となっています。添付資料は、31 頁及び 70 頁から 77 頁までで、31 頁に位置図、70 頁に付近近況図、71 頁に字図、72 頁に現況写真、73 頁に航空写真、74 頁に被害防除計画書、75 頁に平面配置図、76 頁に平面図、77 頁に立面図を添付しています。

74 頁に戻り、被害防除計画の内容ですが、切土・盛土を行う。盛土

は最高 1.0m 最低 0.1m、切土は最高 0.5m 最低 0.1m で、擁壁を設けることとしています。雨水は、自然流下、汚水及び生活雑排水は下水道に接続し、河川への放流等はないとなっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、建物の高さを 5.2m 程度とし、建物を道路側に寄せ支障が無いようにするとなっております。また、73 頁の航空写真や 70 頁の付近近況図からも判断できますが、周辺に農地が点在しますが、山林等で周囲を囲まれた、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 50 号の 4 番につきまして、17 番委員、補足説明をお願いします。

17 番 　　17 番委員です。11 月 25 日の夕方に、地元推進委員と、譲り渡し人の息子さんと、譲り受け人の奥様とで現地の確認をさせていただきました。73 頁の写真を見ても分かるように、500m ぐらいの範囲に西海北小学校があり、所々に家が建っているような状況です。写真を見ても分かるように元々ここら辺は畑作が盛んな地域でしたが、現在は荒廃が進んでおり、なかなか寂しい限りです。申請地は、農振地域から除外してもらったということもありますが、まだ周囲にワイヤーメッシュが張ってありまして、周りの農地の方とご相談をして、張り直していただくようにお話をしてきました。分筆の元地番である 733 番 1 の農地は、今後どうするのかと尋ねましたら、家庭菜園を計画しているという話でした。先ほど説明がありましており、譲り受け人の奥様は、譲り渡し人の親類にあたられる方で、この土地に住宅を建てるという話になったという事ですが、周りにミカンを作っている人もおられますので、十分に配慮して建てて下さいという話をしてきました。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 50 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きます、議案第 51 号「違反転用について」を議題といたします。
1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本案は 9 月の第 11 回総会で、保留になった議案の再提出であります。保留になった理由としましては、委員から農業用途以外の利用が疑われるとの指摘があり、再調査を実施する必要があるとの結論に至ったためです。79 頁の議案書に経過が記載してありますが、令和 5 年 10 月 6 日に、農業委員会で現地の詳細な再調査を実施しました。その際違反転用者本人に聞き取りを行ったところ、夏休み期間中に児童を対象とした書道教室としての利用があったということを本人が認めました。その後西彼総合支所の会議室へ移動し、今後農業委員会としてどのように対応するかという事について協議をし、その結果を 10 月 10 日に違反転用者へお伝えしました。これを受けて、11 月 6 日に違反転用者より、違反施設の一部改修を実施した旨の連絡があり、同日事務局のほうで現地確認を実施いたしました。その時の写真が 88 頁・89 頁にあります、ご覧の通り、構造的に剥がせない部分以外はすべてフローリングを剥がしてあります。書道教室等農業用以外の利用が出来ないような改修という事で違反転用者が実施したものであります。それと 90 頁になりますが、今回の違反転用に関しての顛末書の提出がなされています。事務局としましては、これらを踏まえて、県へ追認許可相当という意見を付して違反転用報告をいたしたいと考えているところであります。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、本案は 9 月の第 11 回総会で 1 度審議いたしておりますので、補足説明は省略し、これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

3 番 3 番委員です。事務局の今の説明を簡単に理解するとした場合は、今回のフローリングの撤去を踏まえ、追認相当で進めていくという考えで間違いはないですか。

事務局 事務局です。その通りです。本来なら施設全体について原状回復したうえで、あらためて転用申請するというのが筋ではありますが、ここは幸い立地的に圃場整備地区の端に位置しており、最大限の注意をして、他の農地に影響が及ばないように配慮することですので、追認相当で進めることは可能であると考えます。以上です。

3 番 3 番委員です。私個人としてはあまりにも簡単な措置で終わらせることになってしまうのではないかなという懸念があります。事実、今後の計画として耳に入れた話ですが、違反転用者の息子たちの宅地に

利用をするという考えもあったそうですので、本当にここで追認相当で進めてよいものかどうか、もう少し慎重に審議をし直す必要があるのではないかと私は思います。私は対象地区とはかなり離れた地区に居住していますが、実際のところ、そういう意見を毎日のように聞きますので、いま一度深く審議する必要があるのではないかと考えます。

事務局 事務局です。3番委員が今言われた違反転用者の息子たちの宅地にするというのは、この場所を宅地にして住宅を建てるということですか。

3 番 3番委員です。将来的に、そういう考えも持っているということを噂に聞きました。

事務局 事務局です。もし追認相当であるとして、転用許可を得たとしても、それは用途区分を変更して農業用施設の建設が可能になるというだけで、農用地域内であるという事は変わりませんので、住宅を建てるという事は不可能です。もし今度そういう動きがあれば、間違いなく原状回復措置という事になるかと思えます。

議長 この90頁の顛末書が今後重要なものになっていくのではないかと考えます。再度、今回のようなことが起きるといふことであれば、今事務局が言いましたように、やはり農業委員会としてはこれぐらいのことでは済まされないといふことになっていくのではないかと判断いたします。

3 番 3番委員です。本来であるならばこの案件は、申請をせずに転用を図ったといふ事に大きな問題があるかと思えます。今までの協議はあくまでも違反転用事実を通り過ぎた上で、農業用以外の利用、学習塾をさせないためだけの是正にしかかかっていないのではないかと考えます。フローリングを剥がして、学習塾は絶対にさせないといふためだけの是正ではないかと。そもそもの発端は、無許可で転用を図ったといふ事が問題ではないのですか。

事務局 事務局です。それはおっしゃるとおりであります。本来ならやはり、許可を受けた上でこういった農業用施設にしても、建てるのが本来であります、それをしてないといふことで違反転用となっております。違反転用への対応としましては、何通りかありまして、本則から言えば、撤去して原状回復を図るといふことになります。それと、これはあくまで便宜的なやり方になりますが、農業用施設であれば、現時点での他の農地に対する影響等を考慮して、今後追認としても問題がな

いという状況であれば、事後的に追認するという事も行っています。事務局としては、出来れば後者の方で、皆さんにお願いをいたしたいと思っるところであります。今回の是正は、書道教室としての使用を排除しただけではないかという意見が出ましたが、それによって全体的に農業用施設としてしか利用出来ないような、施設になっていますので、その点を考慮していただき追認許可相当でご判断いただければと思います。以上です。

2 番 2番委員です、3番委員が言われることはもつともで、同様の意見としては、実際に現地視察を行い、出席された委員は覚えていると思いますが、どうするかという話をした際にも全部撤去したほうがいい、するべきじゃないかという意見ははっきり出ていました。しかし、甘いと言われるかもしれませんが、実際もう建っている施設でもありますし、是正もしてもらおうような要求をして、そして、今後、この施設に関しては、監視をするという話ではなかったですか。

事務局 そうですね目立つ場所にありますので、つぶさに監視というか、注意をするという話がありました。

2 番 2番委員です。そういう状況であるならば、是正を条件に、追認してはどうかという、そういう話になったと思います。気持ちとしては3番委員の言うことは非常によく分かりますし、私も最初は全部撤去すべきだと思っておりました。しかし実際建物を見て、あれを全て撤去しなさいとなった時に、同じ農業者として、建物の大きい小さいは別にして、違反転用があった場合に、全部が全部それを撤去するという判断にしているものかどうかという事を皆さんで考えていただきたいと私は思います。同じ農業者として、どうにかして今から頑張ろうとされている部分も見えていますので、そこは今後の違反転用者の行いを皆さんで、見守りながら、そして何か違反があった場合に、これはもう全面撤去も命令はできるわけですので、その辺をご理解いただければと思っております。

議 長 他に意見等ございませんか。

1 2 番 12番委員です。3番委員のお話も伺いしつつ、私も前々回でしようか、最初にこの事案の説明があった折に、対応策を誤ると非常にまずい状況になるのではないかなということでご意見をさせていただきましたが、今回のこの写真の状況等を見たときに、3番委員の言われることは私もそういう面があるのだろうと感じております。一つ気になるのは3番委員からのお話で、何か噂が出るということですが、噂が

出るのがなぜ出るのかというところが私はよく見えないところでありまして、いわゆる火の無いところに煙は立たないという部分があるのであれば、やはりきちっとしておかないと、色々な話に展開していく可能性もあるのかなと思います。その点をはっきりさせないまま、何となくということやってしまうと、私が以前申し上げたように禍根を残してしまうということになり、農業委員会そのものが、姿勢を疑われるというようなことは、それは絶対あってはならないことだと思いますので、そういった噂が出るのはなぜなのかという事は、私は福岡からこちらに移住してきたもので、状況がよくわかりませんが、なぜそうなるのかという原因があるのだらうと思いますので、納得いかない周りの住民の方がおられるのであれば、もう少し整理をされたほうがいいのではないかなと考えます。以上です。

議長 地元の19番委員、今の質問にお答えできますか。

19番 19番委員です。もし2、3年先に同じように農業用以外の利用があった場合、勧告などが出来ますか。

事務局 事務局です。今回の違反転用の状況というのは全て県と共有していますので、例えば、この施設に限らず何かまた農業用以外の使用や違反転用があった場合は、即撤去・原状回復ということになることは間違い無いと思います。

19番 19番委員です。そうであれば地元農業委員として、しっかり監視しますので、今回は追認相当として進めていただきたいと思います。

議長 12番委員の質問に対して、地元19番委員の答弁でしたが、他に説明等ありませんか。

事務局 事務局からよろしいですか。12番委員が言われる噂についてですが、この場所というのが物すごく目立つ場所といますか、この地区の人であれば、1日に何回も通るような場所になりますので、それでこういった建物がどうしても目についてしまい、書道教室もしていたという事実がありますので、そういったことで噂が余計に大きくなったという事が考えられると思います。書道教室を一時期していたという事は事実でありますので、今後は発生しないような体制をとりまして、万が一そういったことが再度起こるようであれば、断固たる処置を考えていきたいと思っております。以上です。

議長 地元の委員で他にお気づきの点はございませんか。6番委員、何か

ありませんか。

6 番 6 番委員です。違反転用者が、最初は泥を入れていた時は私も分かっていたのですが、そこにハウスを建てるというところで、こういう関係者が何も気が付かなかったのかなと思います。もし工事の途中で、農業委員の方々等が転用許可は受けていますか等の声掛けをしていれば、こういう問題も起こらなかったのではないかと思います。だからここだけに限らず、今後は、他にもこういった農地の転用というか、建物を建てているなどの場合には、ちょっと声をかけてやったら良いのではないかと思います。以上です。

議 長 難しい部分もあるかも知れませんが、先ほどから事務局、また 2 番委員等からも話があつておりますように、今後十分見守ることとしまして、県に追認相当という意見を付して報告をしてはどうかという事ではありますが、皆さん方、そういうことでよろしいでしょうか。ほかに意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について事務局の意見のとおり、追認許可相当とすることに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 51 号「違反転用について」の 1 番については、追認許可相当として報告することに決定いたします。

議 長 続きまして「別冊 1」に移り、議案第 52 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 別冊 1 の 92 頁をお願いします。議案第 52 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について、判断を求める、となっております。資料は 92 頁から 102 頁までです。93 頁は、今回合意解約分と要請分の集計表となります。今回は、西海市農業振興公社が間に入っている利用権設定していた大島町内の塔尾地区の物件が権利者へ返還分が、17 筆で、利用権設定の解除によるものが 17 筆、同じ地番が同じくあります。96 頁の 34 番までです。35・36 番が耕作者の都合により、2

筆が解約となり、配分計画の会夜具が 97 頁の 5 筆です。集積計画の解約分の合計は 36 筆 25,205 m²で配分計画の解約分が 5 筆 12,296 m²となります。98 頁は、今回要請する物件で、20 筆です。1 番から 12 番までが、新規分で、他は 13 番から 20 番までが再設定となっております。西彼町の物件は、1 番から 16 番の 16 筆です。西海町の物件は、17 番から 20 番までで、4 筆です。新・再区分に新となっているものが新規物件で、再が再設定分です。備考の欄に AtoA と記載があるものは、出し手と受け手が同一の人物です。99 頁以降が受け手の経営状況で、それに対応する番号や栽培する作物などを手書きで記載しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは 1 番から 13 番の補足説明を、16 番委員にお願いします。

16 番 16 番委員です。出し手は、ミカンの専業農家をしておられ、受け手になるのがそのお孫さんで、経験はまだ浅いものの、日々出し手の指導を受けながら、技術を向上させて、新規作物への挑戦や規模拡大への意欲も持っておられるそうです。それと、高校卒業後、今年の 8 月までは働きに行かれていたみたいで、9 月から本格的に農業に取り組んでいるということを伺いました。

議 長 続きまして、14 番から 16 番の補足説明を 9 番委員にお願いします。

9 番 9 番委員です。11 月 25 日に地元推進委員 2 名と私で、それぞれの受け手の方に今後の作付けの意向等をお伺いしました。14 番の受け手は J A に勤務されており、仕事の傍らまだ今後も作付けを続けていくということでありました。話の中でちょうど 1 か月前の雹害の話があり、当地は被害が非常に激しくて、地元推進委員は自宅、それから、イチゴのハウスを被覆した間近の時に、そういった被害に遭われ、非常に気を病んでおられました。15 番・16 番の受け手は、ミニトマトを作っておられますが、10 月 27 日の雹害があり、相当な被害が出たそうですが、考える暇もなく、すぐ被覆をし直したということでありました。年齢的なもの、そういった雹害のことを考えるときに、共同で被覆等の作業を行う体制が必要ではないかという意見を言われ、私も同意見でありました。今後また作付けを続けていくということで理解をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、17 番から 20 番の補足説明を 14 番委員にお願いします。

14番 14番委員です。資料で見てもらえば分かりますとおり、再申請ということと、AtoAというやり方で、自分の畑を自分でつくるということで、私1人で確認させてもらいました。ちょうど5年前に契約した部分が、期日が来て切替え時期となったため、申請が上がっているようです。それから現場につきましては、現在もミカンとブロッコリーを作っておられ、十分管理もされて、丸田地区基盤整備の中心地区で頑張っておられますので、問題ないと判断いたしました。以上よろしくお願ひします。

議長 ただ今、議案第52号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第52号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第53号「非農地通知の対象とするものの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第53号「非農地通知の対象とするものの決定について」の申出分について説明いたします。別冊1の103頁が資料で、西海町太田和郷の2筆が今回の申請地です。104頁は位置図です。105頁が付近近況図、106頁が字図、107頁が現況写真、108頁が航空写真となっております。107頁の現況写真でわかるように隣接するこの2筆は、永年耕作放棄され、遊休農地で原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議長 それでは、1番と2番の補足説明を、10番委員をお願いします。

10番 10番委員です。11月25日に、18番委員、それから地元推進委員と、申請者本人と一緒に現地を見てきました。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、現地はセイタカアワダチソウが随分高くなり、そ

の間に小さな木も生えているようなところで、今からそこを畑にするのは、ちょっと難しいかなというような状況になっていました。そして申請者本人も、今は長崎に住んでおり、たまたまこの日は地元に戻って来ていましたが、自分も今後農業をするつもりはないし、子供たちもしないので、もう非農地にしてもいいと思って申請したと言われていました。ほかの農地に関しましては、太田和地区の基盤整備の中に入っていますので、そこだけを残しておきたいという本人の意見でした。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 53 号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

17 番 　　17 番委員です。荒廃地になって、非農地として同意するのは理解できますが、しかし一角に土地改良区の減圧弁が何かありそうな地図があったので、土地改良区の畑灌の水が来ているのか来ていないのかを確認したいと思います。

10 番 　　10 番委員です。18 番委員ならわかると思いますが、そこまで確認していません。

事務局 　　それについては事務局でも把握していませんので、後で確認いたします。

2 番 　　2 番委員です。畑灌に関しては、太田和地区基盤整備内に入っていますので、また、きちんとやり直すような形をとると思います。今ある分については、多分何年も使用されていないので、多分賦課金を切っていると思います。まだ下のほうで畑をされている方がおられますので、安易に切ることは出来ないと思います。

議 長 　　畑灌に関しては、後ほど確認することとして、他に意見などございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 53 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番と 2 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第 53 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 53 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分について説明いたします。資料は、別冊 1 の 109 頁から別冊 2 の 180 頁までです。今回は、10 月 15 日から 11 月 14 日までに受け付けた分を審議していただきます。西彼町の物件は 1 件・2 筆、西海町の物件は 2 件・22 筆、大瀬戸町の物件は 105 件・420 筆で合計 108 件・444 筆の 332,525.54 m²が今回の申請分です。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 53 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 53 号の同意書分 1 番から 444 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きますして、承認審議「西海町土地改良区維持管理計画の変更に係る土地改良法第 3 条資格者証明について」を審議いたしますが、今回申し出があった 3 条資格者の中に、2 番委員が含まれており、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、恐れ入りますが審議終了まで退席をお願いします。

《 2 番委員 退席 》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は別冊 2 の 208 頁になります。承認審議、西海町土地改良区維持管理計画の変更に係る土地改良法第 3 条資格者証明について、西海

町土地改良区維持管理計画の変更について土地改良法第3条の規定により、承認の申出があったので承認の可否について意見を求める、となっております。内容としましては土地改良法第48条第3項の規定に基づき、令和5年11月10日付けで報告のあった西海町土地改良区維持管理計画の変更、となっております。214頁以降に今回の維持管理計画の変更概要書をつけていますが、今回農林緑推進課から担当班長に来ていただいておりますので、ご説明をお願いします

担当班長 農林緑推進課の担当班長です。今回の西海町土地改良区維持管理計画ですが、この維持管理計画の目的としましては、県営事業により造成された施設の維持管理を行うため、県営事業の施行に係る地域を地区とする土地改良区を設立し、県から施設管理の委託があれば受託し、土地改良区が維持管理の任に当たり、当該施設を適正に運営することを目的とするとしております。今回の審議は、前回の太田和地区の基盤整備に関連するものです。この西海町土地改良区の維持管理計画につきましては、昭和55年に当初計画を策定しております。これまで変更された箇所と、今度の太田和地区の基盤整備により新たに編入される区域を追加するというものです。詳細は、議案別冊2の215頁からの概要書に記載されておりますとおり、地積、維持管理施設、維持管理費の変更を行うこととなっております。まず地区面積の増減がありますが、これにつきましては、伊佐ノ浦ダムの建設予定当初の面積が544haとなっておりましたが、その後、地区からの除外の実績による減と、その後の丸田地区、太田和地区の基盤整備による面積を追加しております。次に維持管理施設への変更ですけれども、農業用道路が無くなっているという状況ですけれども、こちらにつきましては市へ財産譲与したため無くなっております。次の維持管理費の変更というところですが、年間の維持管理費となっております。この金額につきましては令和2年度から令和4年度の年間平均を加味した金額ということで、増額をさせていただいております。ただし事業を実施した年、しない年で若干の増減がございます。その場合は今後また変更をかけていくようになっております。以上説明を終わらせていただきます。

議長 ただ今、承認審議「西海町土地改良区維持管理計画の変更に係る土地改良法第3条資格者証明について」について事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、承認審議「西海町土地改良区維持管理計画の変更に係る土地改良法第3条資格者証明について」については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議 長 2番委員、入室してください。

《2番委員 着席》

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 報告事項について説明を行います。資料は、別冊2の219頁をお願いします。本資料は、報告事項の3件の位置図です。まず、1番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。資料は220頁をお願いします。物件の所在は、西海町中浦南郷字北上原の畑で、地積22㎡のうち6.70㎡を利用し、資料下段右に記載のとおり、隣接する鉄塔を移設するための新設鉄塔用地の所有権を取得し、新設鉄塔の脚1脚を申請地に設置するものです。申請者は、議案書記載のとおりです。222頁の字図をご覧ください。既存の鉄塔を青枠で記載していますが、新設鉄塔が赤枠で記載したもので、そのうち北東側の1脚が申請地に設置されます。添付資料は、219頁が位置図、221頁付近近況図、222頁字図、223・224頁現況写真、225頁が航空写真、226頁が被害防除計画書、228頁が平面配置図、229頁が立面図、230頁が実測図となっております。1番の報告事項の説明は以上です。

続けて2番の報告事項、農地転用許可不要案件届の説明をします。資料は231頁です。この件は、申請者が農業用倉庫並びにその通路を設置するものです。資料下段右に事由を記載しています。物件は、西彼町下岳郷字笹川内の畑で、地積1,180㎡のうち所要面積117㎡となっております。転用の目的は、作業用道具・機械類の保管のため、農業用倉庫96㎡、通路21㎡で合計117㎡を転用するもので、木造スレート葺平屋建ての農業用倉庫を建設するものです。申請者は、資料記載のとおりです。添付資料は、232・233頁付近近況図、234頁字図、235・236頁現況写真、237頁に航空写真、238頁が被害防除計画書、239頁が平面配置図となっております。238頁の被害防除計画書の内容ですが、現状のまま利用するため、被害の発生の恐れはないと判断されます。雨水は自然流下で周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として隣接する農地への通路を確保する、となってい

ます。239 頁の配置図では、畑の真ん中に農業用倉庫が設置されますが、235 頁の現況写真を見ていただければわかるように、斜面地であり、現状のまま使用する場合は、今の配置図通りとなるとの事でした。また、同地番は農用地区域外です。2 番の報告事項の説明は以上です。

続けて 3 番の報告事項、農地改良届の説明をします。資料は 240 頁です。物件は西彼町平山郷字上ノ原の田 2 筆と宅地 1 筆ですが、現況は 3 筆とも畑で、合計 1368 m²です。理由は、右側下段に記載のとおり、付近の河川からの水害を防ぐ目的により、田畑転換のため、田を嵩上げし、農地を埋め立てるもので、露地野菜を栽培予定です。また、埋め立ては、基礎部分を 1.2m、表土部分を 0.3m それぞれ嵩上げし、砂質土を 1,140 m³、赤土を 285 m³ 西彼町内より採取して直営で施工するものとしています。工事期間は令和 5 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとしています。添付資料は、219 頁の位置図、241 頁付近近況図、242 頁字図、243 頁現況写真、244 頁が航空写真、245 頁が被害防除計画書、246・247 頁が横断図、248 頁は字図となっております。245 頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、盛土は 1.5m とし、法面保護を行う。雨水は水路放流並びに自然流下、隣接農地への通路を確保するため、周辺農地に対し被害を発生する恐れはないとなっております。今回の申請地は、先程農地法第 5 条申請で承認頂いた分の近接地で、届出者においては、転用申請があることを知りませんでしたので、事務局よりその旨お知らせしました。3 番の報告事項の説明は以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和 5 年 12 月 25 日(月) 午後 2 時 00 分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 13 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和5年11月27日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人